

政策調整会議の結果について

(日時) 令和8年3月11日(水)

(場所) 印西市役所 本庁舎4階 41会議室

(出席者) 藤代市長、染谷副市長、野崎副市長、渡邊教育長
総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長
上下水道部長、総務課長、企画政策課長、財政課長

【令和7-27】庁議体制の見直しについて

【企画政策課】

政策調整会議を政策決定会議とするとともに、主管課長会議を廃止し経営会議を設置することで、政策決定機能とマネジメント機能を明確にし、それぞれの役割を強化した新たな庁議体制を構築するもの。

【令和7-27】について、承認

【令和7-28】公共施設マネジメント推進体制の見直しについて

【企画政策課】

公共施設に関する検討体制については、設置要綱に基づき二つの会議体が存在しているが、これを見直し、印西市公共施設マネジメント推進本部(印西市公共施設整備基本方針推進本部は廃止)に集約し、市の公共施設マネジメントの推進体制を一体的かつ効率的に検討を図るもの。

【令和7-28】について、承認

【令和7-29】印西市全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例の制定について

【子育て支援課】

本市は、近年の気象条件の変化により屋外での遊びが難しい日が増加している現状を踏まえ、こどもが天候に左右されず安心・安全に過ごせる屋内拠点の整備が必要であることから、子育て家庭の負担軽減、学び・創造性の育成、地域の子育て力の向上を目的に、包括連携協定に基づく連携事業としてイオンモール千葉ニュータウン内に「全天候型こどもの遊び場」を設置し、継続的かつ質の高い運営体制の確立を図る。

運営に当たっては、専門性・機動性を活かす指定管理者制度を導入し、需要に応じた時間運用やイベント展開、上限の範囲内での弾力的料金設定を認めつつ、公の施設としての公平性・安全性・透明性を担保する統制枠組みを明確化する必要があるため、指定管理による管理の方法、利用ルール、料金制度、規則委任および例外時の取扱い等を定める本条例を新規に制定するもの。

【令和7-29】について、承認

政策調整会議付議書

| | | | |
|------------|--|-------|-----------|
| 整理番号 | 令和7-27 | 付議年月日 | 令和8年3月11日 |
| 所管部課名 | 企画財政部企画政策課 | | |
| 件名 | 庁議体制の見直しについて | | |
| 理由及び概要 | 政策調整会議を政策決定会議とするとともに、主管課長会議を廃止し経営会議を設置することで、政策決定機能とマネジメント機能を明確にし、それぞれの役割を強化した新たな庁議体制を構築するもの。 | | |
| 問題点及び調整事項 | | | |
| 関係法規及び関係所管 | 印西市庁議設置要綱（平成12年3月31日告示第44号） | | |
| 対応方針 | 印西市庁議設置要綱一部改正（令和8年4月1日） | | |
| 決定区分 | ①・承認 2・継続審議 3・却下 | | |

政策調整会議付議書

| | | | |
|------------|--|--------|-----------|
| 整理番号 | 令和7-28 | 付議年月日 | 令和8年3月11日 |
| 所管部課名 | 企画財政部企画政策課 | | |
| 件名 | 公共施設マネジメント推進体制の見直しについて | | |
| 理由及び概要 | <p>公共施設に関する検討体制については、設置要綱に基づき二つの会議体が存在しているが、これを見直し、印西市公共施設マネジメント推進本部（印西市公共施設整備基本方針推進本部は廃止）に集約し、市の公共施設マネジメントの推進体制を一体的かつ効率的に検討を図るもの。</p> | | |
| 問題点及び調整事項 | | | |
| 関係法規及び関係所管 | <p>印西市公共施設マネジメント推進本部設置要綱（平成29年6月12日告示第106号） 印西市公共施設整備基本方針推進本部設置要綱（令和5年2月9日告示第11号）</p> | | |
| 対応方針 | <p>印西市公共施設マネジメント推進本部設置要綱一部改正（令和8年4月1日） 印西市公共施設整備基本方針推進本部設置要綱廃止（令和8年3月31日）</p> | | |
| 決定区分 | ①・承認 | 2・継続審議 | 3・却下 |

政策調整会議付議書

| | | | |
|------------|---|--------|-----------|
| 整理番号 | 令和7-29 | 付議年月日 | 令和8年3月11日 |
| 所管部課名 | 健康子ども部子育て支援課 | | |
| 件名 | 印西市全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例の制定について | | |
| 理由及び概要 | <p>本市は、近年の気象条件の変化により屋外での遊びが難しい日が増加している現状を踏まえ、こどもが天候に左右されず安心・安全に過ごせる屋内拠点の整備が必要であることから、子育て家庭の負担軽減、学び・創造性の育成、地域の子育て力の向上を目的に、包括連携協定に基づく連携事業としてイオンモール千葉ニュータウン内に「全天候型こどもの遊び場」を設置し、継続的かつ質の高い運営体制の確立を図る。</p> <p>運営に当たっては、専門性・機動性を活かす指定管理者制度を導入し、需要に応じた時間運用やイベント展開、上限の範囲内での弾力的料金設定を認めつつ、公の施設としての公平性・安全性・透明性を担保する統制枠組みを明確化する必要があるため、指定管理による管理の方法、利用ルール、料金制度、規則委任および例外時の取扱い等を定める本条例を新規に制定するもの。</p> | | |
| 問題点及び調整事項 | 遊び場の共同運営に向けた白井市との負担割合や役割分担等に関する調整 | | |
| 関係法規及び関係所管 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号） ・ こども基本法（令和4年法律第77号） ・ 印西市こども計画 | | |
| 対応方針 | 令和8年4月にパブリックコメント実施、5月開催の法令審査委員会に諮り、6月議会に上程 | | |
| 決定区分 | ①・承認 | 2・継続審議 | 3・却下 |